



家保通信

平成17年度 第2号

熊本県天草家畜保健衛生所

TEL 0969-22-3668

FAX 0969-24-4393

<http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/kaho/index.htm>

口蹄疫の侵入を防ぎましょう

1 発生状況

中国において世界中で最も恐れられている家畜の伝染病「口蹄疫」が発生しました。今後、発生が拡大することも考えられています。よって、今後の防疫対策の徹底について関係者に周知いただくようお願いします。

「口蹄疫」は、**牛・豚・めん羊・山羊**など偶蹄類（蹄が二つある動物）のみに感染する**極めて伝染力の強い**ウイルスによる病気で、日本では**海外悪性伝染病**に指定されています。

2 主な症状

著しい流涎（よだれ）、体重や乳量の減少。

舌、唇、歯ぐき、ツメの間、乳頭に水胞（みずぶくれ）を形成。

水胞は、数日で破れただれたようになります。

死亡率は5%程度（幼若な家畜では50%）

直接的な死亡率は高くありませんが、ただれた部分に痛みを伴い、採食不能・起立不能となり衰弱するため、廃用又は死亡につながり経済的被害が甚大なものとなります。



牛の唇にできた水胞
（人間の口内炎のようなもの）



豚の蹄（ひづめ）

3 感染経路

口蹄疫ウイルスに感染した家畜との接触、汚染された肉、ハム、ソーセージ、飼料（稲わら）、敷料など**すべてのものが感染源**となります。

4 予防対策

口蹄疫を疑う異常家畜を発見した場合、診療獣医師あるいは家畜保健衛生所に連絡をお願いします。

農場、畜舎の出入り時の車両、長靴、作業服などの消毒を十分行いましょう。

家畜の状態をよく観察しましょう。

残飯を給与する場合は、十分加熱しましょう。

中国産稲わら等の輸入の一時停止措置等の検疫強化が図られていますが、既に輸入された稲わら・乾草などの使用を可能な限り避けましょう。やむを得ず使用する場合も輸入粗飼料等の中に糞等の異物を発見した場合には、直ちに当該ロットの給与を中止し、家畜保健衛生所に連絡してください。

畜産関係者は、発生地域への農場視察旅行などは避けましょう。やむを得ず中国へ旅行する場合は、

- ・ 畜産農家への訪問は自粛してください。
- ・ 中国の偶蹄類から生産された畜産物は、たとえ携行品であっても一定の加熱処理など必要な条件を満たしているもの以外は、輸入が禁止され日本国内へは持ち込めません。
- ・ 帰国後は、海空港における靴底消毒を徹底してください。
- ・ 帰国直後の畜産農家への立入は、十分な衛生対策を講じてください。

前回、H12年3月の宮崎における発生は、**H11年8月の中国における発生から、半年以上の間を経てのことでした**。継続してしばらくの間、十分な注意をお願いします。

不明な点があったり、異常な家畜を発見したら、表題に書いてある天草家畜保健衛生所までご連絡ください。

